

特定非営利活動法人まこと  
公益通報者保護規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効並びに公益通報に関し事業者がとるべき措置を定めた公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、特定非営利活動法人まこと（以下、「法人」という。）の役職員及び退職者（以下「役職員等」という。）からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、法令遵守経営の強化に資することを目的とする。

(窓口)

第2条 役職員等からの通報を受け付ける窓口をコンプライアンス委員会に設置する。また、法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口を法人本部に設置する。

2 休眠預金等活用法に基づく助成事業に関するものは、前項各号に掲げるヘルプライン窓口のほか、「JANPIA資金分配団体等役職員ヘルプライン」を外部機関窓口として利用することができる。

3 契約又は就業規則その他の規程に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

(通報の方法)

第3条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は、電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。

2 JANPIA資金分配団体等役職員ヘルプラインの利用方法は電子メールとする。

JANPIA通報先：janpia-bzhl@integrex.jp

(通報者及び相談員)

第4条 通報窓口及び相談窓口の利用者は、法人の役職員等及び取引事業者の労働者とする。

(調査)

第5条 通報された事項に関する事実関係の調査はコンプライアンス委員会において行うものとする。

2 コンプライアンス委員会は、調査する内容によって、関連する部署のメンバーからなる調査チームを設置することが出来る。

(協力義務)

第6条 各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。

(是正措置)

第7条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、法人は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(法人内処分)

第8条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、法人は当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

(通報者等の保護)

第9条 法人は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他、いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 法人は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。又、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができる。

(個人情報の保護)

第10条 法人及びこの規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。法人は正当な理由なく個人情報を開示したものに対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

(通知)

第11条 法人は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報されたものをいう）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第12条 通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的で通報を行ってはならない。法人は、そのような通報を行ったものに対し、就業規則に従って処分を課することができる。

(相談又は通報を受けたものの責務)

第13 条 通報処理担当者に限らず、相談又は通報を受けた者は、この規程に準じて誠実に対応するように勤めなければならない。

(所管)

第14 条 この規程の所管は法人本部とする。

(改廃等)

第15 条 この規程の改廃は、理事会が決定する。また、この規程の運用に際しては、理事長を責任者とする。

## 附則

この規程は令和 2年 10月 1日より施行する。